

佐伯市週休 2 日工事実施要領の運用（営繕工事編）

1 対象工事（実施要領「3 対象工事」関係）

実施要領の「3 対象工事」に記載する現場説明書は、別紙「週休 2 日工事現場説明書記載例」によるものとする。

また、実施要領に記載するア～ウの工事は以下のものを想定しているが、各所属の状況に応じ、適宜決定する。

- ア 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事
 - ・夜間工事など、施工時間に厳しい制約がある工事
 - ・供用開始日が決定している工事
- イ 緊急を要する工事
 - ・災害時における応急仮設工事など
- ウ その他発注者が指定する工事
 - ・地元条件等により、対象とすることが困難な工事
 - ・標準工期が確保できない工事

2 実施内容（実施要領「5 実施内容」関係、監督員による確認事項等）

（1）計画工程表の提出

- ア 工期内に収まっているか確認する。
- イ 実施要領に適合しているか確認する。
- ウ 計画工程表が、実施状況をフォローアップできるようなものとなっているか確認する。

（2）看板等による表示

- ア 工事看板と同様に、一般の方に分かるような表示をするよう指導する。
- イ 写真等により、記録を残すよう指導する。

（3）実施報告

- ア 受注者から提出された実施報告資料により確認する。
- イ 疑義がある場合には、作業日報、出勤簿等により確認する。

（4）休日の変更

受注者の責によらず行う休日作業の例を以下に示すが、適宜必要と判断されれば認めることとする。

- ア 関連工事等（分離発注した工事、下請工事等）との工程調整の結果、休日作業が必要な場合
- イ 許可条件や地元要望等のため、休日作業が必要な場合
- ウ 施設管理者との協議のもと、発注者の指示により作業を行う場合

エ 天候不良

なお、予定している現場閉所日に作業を行う必要が生じた場合は、以下の期間内で振替後の現場閉所日を確保できれば認めるものとする。

(ア) 現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内

(イ) 現場閉所型完全週休2日制：同一週内（土曜日～金曜日）

(5) 達成の判断

発注者は受注者から提出された実施報告により現場閉所、休日の状況を確認し、判断するものとする。

(6) 監督員の対応

ア 変更指示等により、工期変更の必要が生じた場合の取り扱い

(ア) 発注者は、変更予定工期が変更後の工事量に見合う日数となっているか精査した上で、受注者と協議し、合意を得た後、変更計画工程表を提出するよう指導する。

(イ) 提出された変更計画工程表が実施要領に適合しているか確認する。

イ 実施報告により予定している休日の取得が確認できない場合や、受注者から週休2日工事の継続ができない旨の申し出があった場合には、速やかに受発注者間で中止の確認を行う。

ウ 週休2日の取組を行う中で、契約工期（工期の変更が発生する場合は、協議した変更予定工期）内に工事が完成できないことが確認された場合、速やかに受発注者間で協議を行い、対応を決定する。なお、この場合、週休2日は達成できなかったものとする。

附則（平成29年7月3日）

平成29年7月4日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成30年8月8日）

平成30年8月10日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年7月17日）

令和元年7月17日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年4月8日）

令和2年4月8日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年6月29日）

令和2年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年8月21日）

令和2年9月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年3月29日）

令和3年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年７月２日）

令和３年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１２月６日）

令和３年１２月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和４年４月１日）

令和４年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年３月１５日）

令和５年３月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年７月１２日）

令和６年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年８月１５日）

令和６年８月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年１０月１１日）

令和６年１０月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年４月１０日）

令和７年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年８月２２日）

令和７年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年４月１０日）

令和８年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年５月２９日）

令和８年６月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年７月２４日）

令和８年８月１日以降に起案する工事に適用する。

第〇条 週休２日工事

- 1 本工事は、週休２日の対象工事である。
- 2 実施方法（現場閉所型週休２日制（月単位）または、現場閉所型完全週休２日制）については受発注者の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出時に、「週休２日」の休日取得計画が確認できる工程表を監督員に提出すること。
- 3 実施にあたっては、『佐伯市週休２日工事実施要領（営繕工事編）』によること。
佐伯市ホームページ内
(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0036401/index.html>) に掲載している